○厚生労働省告示第五百九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第2に第10部として次のように加える。

第10部　追　　補　　(6)

内　　用　　薬　　規　　格　　単　　位

名　　品

（ヘ）

クラリスロマイシンＤＳ10%小児用「ユーワ」　100mg1g

○国土交通省告示第千十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鬼怒川

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱六十号から六十三号までを順次結んだ線及び標柱六十号と六十三号を平成十三年国土交通省告示第二百六十三号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市川俣字鬼怒沼国有林

四四林班　い5小班　六十号から六十三号

二（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯沢川

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市川俣字鬼怒沼国有林

四八林班　り1小班　一号から三十五号

四七林班　い5小班　三十六号から六十号

三（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬尾沢

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市川俣

字鬼怒沼国有林　四九林班　る4小班　一号から十一号

字鬼怒沼

一〇一二番　十二号及び十三号

字上ノ原　九六八番　十四号から二十三号

○国土交通省告示第千十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野路又沢

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市足尾町

字ノジマタ　二一二六番一〇　一号及び十七号

二一二六番四七　十五号

二一二六番四五　十六号

湖南国有林

二一五林班　は小班　二号から十三号

二一五林班　に1小班　十四号

二（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

今里沢

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

栃木県宇都宮市今里町

字瀬場間　一〇〇七番から一〇〇九番

一〇一〇番地先無番地

字上山　一四六四番

一四七四番

三（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白戸川

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県那須郡那須町大字高久丙字西原

那須御用邸付属地

一八林班　ろ小班　一号から八号まで、十四号から十八号まで及び二十一号から二十四号

二一林班　ろ小班　九号から十三号まで

一八林班　い小班　十九号及び二十号

四（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

板敷川

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県那須郡那須町大字豊原甲

字寄居道　三〇五七番一　一号

三〇五六番五　十号及び十一号

三〇五四番一　十二号

字川端　二九八一番二　二号

字高平　三五一〇番一　三号から五号

三四九二番一　六号

三四九二番二　七号から九号

○国土交通省告示第千二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本宿の沢

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市室根町津谷川字本宿

一号及び二号

三号

四号

五号から七号まで

八号

九号

十号及び十一号

十二号

十三号

十四号から十六号まで

十七号

十八号及び十九号

二（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本宿の沢（2）

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市室根町津谷川

字下川原　二四番七　一号

二七番　二号

三六番二　三号及び四号

四〇番一　五号及び六号

四一番　七号

字本宿

七六番七　八号

七六番二二　九号

七一番一五地先水路敷　十号

七一番一五　十一号

七一番七　十二号

六六番一　十三号及び十四号

六五番一　十五号

六五番九地先水路敷　十六号

六四番五　十七号

六四番一　十八号

六〇番三　十九号及び二十号

六〇番五　二十一号

三（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平笠西沢

（二）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県八幡平市平笠第二四地割　一号

八番一一六　二号

八番一一七